

「下水道技術開発会議」

設立趣旨

平成 26 年 7 月 15 日に公表された「新下水道ビジョン」では、「国は、地方公共団体、研究機関（民間含む）と連携し、中長期的な技術開発計画（新技術開発五箇年計画（仮称））を策定するとともに、計画のフォローアップ及び新たな技術開発テーマの議論を行うための「場」を設定する（制度構築）」とされている。

これを受けて、下水道技術に関する中長期的な方向性を示すものとして「下水道技術ビジョン」が作成され、平成 27 年 12 月に公表された。

下水道技術ビジョンは、第 1 章策定の背景、第 2 章策定の基本方針、技術開発分野とロードマップ、第 3 章技術開発の推進方策、で構成されているが、第 3 章の中で、国とその関係機関における推進方策の一部として、以下が記述されている。

『下水道技術ビジョンのフォローアップとして、技術開発の進捗度の確認と推進方策の評価のほか、社会情勢等の変化に対応した新たな技術開発テーマの検討や、新技術に対する需要と要求性能、重要な技術開発テーマのプログラムと目標の検討を行う。そのための場として、下水道技術開発会議（仮称）を設置する。』

このことを受けて、下水道技術ビジョンのフォローアップを行うとともに下水道技術ビジョンを実現していくための技術開発の推進方策を検討することを目的とした下水道技術開発会議を設置する。

下水道技術開発会議規約

第1条. 目的

下水道技術開発会議（以下「会議」という。）は、下水道技術ビジョンのフォローアップと技術開発推進方策の検討を行い、また、必要に応じて調査を実施することにより、技術面において、下水道に課せられた使命実現を支えることを目的とする。

第2条. 構成委員

会議の委員は、下水道の技術開発に関する国、地方公共団体、研究機関等（民間含む）のうちから選定する。

委員の任期は委員委嘱の日から1年間とする。

第3条. 座長

座長は国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部長がその任にあたり、会議を統括する。

会議の招集は座長が行う。

座長が必要と認める場合には、委員を追加することができる。

第4条. 分科会

特定の課題についての検討を行うため会議に分科会を置くことができる。

第5条. 事務局

会議の事務局は国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部内に置く。

第6条. その他

この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議において定める。